

第22回

定時株主総会 招集ご通知



日時

2026年3月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

東京都渋谷区
恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー
4階「SPACE6」会議室A

※会場が前回と異なりますので、末尾の会場ご案内図を
ご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

議案

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

株式会社ピアラ

証券コード:7044

株主の皆様へ

株主・投資家の皆様には平素より、格別のご支援並びにご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社グループは、2004年3月の設立以降、人生100年時代に向けてヘルスケア及びビューティ、食品市場の通販企業D2C企業を対象に、マーケティング支援を行ってまいりました。人の悩みに着目し、悩みを軸とした独自データを活かすことでマーケティングの効果をコミットするKPI保証サービスを当社の主力サービスとして提供してまいりましたが、現在では、事業開発から商品開発、インフラ整備、ブランディング、オンライン・オフラインでの新規顧客から既存顧客育成等を一气通貫の専門ソリューションとして提供し、クライアントのオールデータパートナーとしてマーケティング全体を最適化すべく、事業領域・業務領域の拡大を図っております。

2025年12月期においては、当社グループとして売上高は好調に推移しており、上場来最高額を更新し、営業利益を含む利益項目が5年ぶりに黒字で着地するなど、一定の業績回復及び今後に向けた収益基盤の構築が出来てきたと実感しております。

その他、当社グループを支えてくださった株主の皆様へ少しでも早く還元することを目的として株主優待を実施し、多くの株主の皆様から好評をいただいておりますことから、今後も一定期間の継続を想定していると共に、配当復活を含めた株主還元も徐々に行っていきたいと考えておりますが、2025年12月期の配当金においては、黒字化は達成できたものの、想定よりも黒字が下回ったことや、まだまだ予断を許さない状況であることを鑑みて、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただきます。引き続き早期の配当復活を目指し、株主の皆様へ還元できるよう邁進してまいります。

今後も中長期に皆様にご支援いただけるよう、当社グループ全体での事業領域、業務領域を拡大し、役員はじめ従業員一丸となって一層精励してまいります所存でございます。

株主の皆様におかれましては、引き続き当社グループに対するご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長 飛鳥 貴雄

AIと想いで、つくる。

「AIがいうから、その通りにしよう」
まさに訪れようとする、そんな世の中。
でもイノベーションは、いつだって人が生み出してきた。

広告やマーケティングは、いま大きく変わろうとしている。
AIに任せただけの会社なんて、真っ先に飲み込まれる。

だから私たちは想いを武器にする。
論理と感性、データと情熱、戦略と芸術。
新しいマーケティングは、きっとその交差点から生まれる。

証券コード 7044
2026年3月11日
(電子提供措置の開始日2026年3月5日)

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株 式 会 社 ピ ア ラ
代表取締役社長 飛 鳥 貴 雄

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.piala.co.jp/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ピアラ」又は「コード」に当社証券コード「7044」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年3月25日（水曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載されたQRコードを読み取っていただくか、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って2026年3月25日（水曜日）午後7時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、5ページ記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー4階「SPACE 6」 会議室A
※会場が前回と異なりますので、末尾の会場ご案内図をいただき、お間違いのないようご注意ください。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第22期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法定及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いておりません。

- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2026年3月26日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2026年3月25日(水曜日) 午後7時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

書面(郵送)で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2026年3月25日(水曜日) 午後7時到着分まで

書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

- ※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ インターネット等と書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

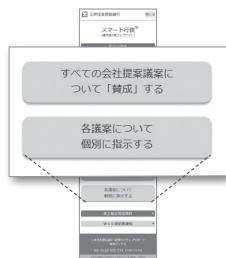
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

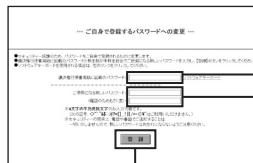
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築すること及び株主の皆様からの信任の機会を増やすことを目的として、取締役の任期を2年から1年に短縮するため、現行定款第21条（取締役の任期）の変更を行うものであります。
- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期限を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にすることを目的として、現行定款第32条（監査役の任期）の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第20条（条文省略）	第1条～第20条（現行通り）
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。	2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。
第22条～第31条（条文省略）	第22条～第31条（現行通り）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第33条～第47条 (条文省略)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>3 <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第31条第2項の規定を準用する。</u></p> <p>4 <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会開始の時までの間とする。</u></p> <p>5 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第33条～第47条 (現行通り)</p>

第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の理由

当社は、2025年12月末時点において利益剰余金の欠損額126,009,434円を計上しております。つきましては、株主還元を含む今後の資本政策の柔軟性を高めることを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行い、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより、利益剰余金の欠損填補に充当するものであります。

本議案は、発行済株式数を変更することなく資本金及び資本準備金の額を減少するものであるため、株主の皆様が所有する株式数や業績に影響を与えるものではありません。

また、今回の資本金及び資本準備金の額の減少において当社の純資産額に変更はございませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものでもございません。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額50,120,000円のうち20,120,000円を減少して30,000,000円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2) 資本金の額の減少の方法

減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年6月30日

3. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額844,058,335円のうち105,889,434円を減少して738,168,901円とし、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(3) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年6月30日

4. 剰余金処分の内容

上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、当該減少により増加するその他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充當いたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 126,009,434円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 126,009,434円

(3) 効力が生ずる日

2026年6月30日

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、現社外取締役の大山俊介氏は任期満了により退任し、新たに島田明恵氏を社外取締役として選任することを提案いたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	あすか たかお 飛鳥 貴雄	代表取締役社長	再任
2	ねごろ しんきち 根来 伸吉	専務取締役	再任
3	まつだ あつし 松田 淳	取締役CFO	再任
4	さいとう としかつ 齋藤 利勝	社外取締役	再任 社外 独立
5	しまだ あきえ 島田 明恵	-	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	あす か たか お 飛 鳥 貴 雄 (1975年5月29日生)	<p>1999年4月 トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社入社</p> <p>2004年3月 有限会社ピアラ（現当社）設立取締役就任</p> <p>2004年10月 当社代表取締役社長就任（現任）</p> <p>2012年1月 比亞萊集團有限公司（PIALA HOLDINGS LIMITED）CEO就任</p> <p>2012年11月 PIATEC(Thailand)Co., Ltd.サイナー就任（現任）</p> <p>2013年3月 比智（杭州）商貿有限公司董事長就任（現任）</p> <p>2014年7月 株式会社PIALab.代表取締役就任</p> <p>2014年12月 FLYING BIRD株式会社代表取締役就任（現任）</p> <p>2019年7月 台灣比智商貿股份有限公司董事長就任</p> <p>2019年8月 CHANNEL J (THAILAND) Co., Ltd.代表就任（現任）</p> <p>2019年11月 PG-Trading (Vietnam) Co., Ltd.会長就任（現任）</p> <p>2020年11月 株式会社ピアラベンチャーズ取締役就任（現任）</p> <p>2021年8月 株式会社ユナイテッドウィル社外取締役就任（現任）</p> <p>2021年11月 E-Medical株式会社社外取締役就任</p> <p>2022年4月 株式会社P2C代表取締役社長就任（現任）</p> <p>2024年4月 株式会社サイバースター代表取締役社長就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 比智（杭州）商貿有限公司董事長 PIATEC(Thailand)Co., Ltd.サイナー FLYING BIRD株式会社代表取締役 CHANNEL J (THAILAND) Co., Ltd.代表 PG-Trading (Vietnam) Co., Ltd.会長 株式会社ピアラベンチャーズ取締役 株式会社ユナイテッドウィル社外取締役 株式会社P2C代表取締役社長 株式会社サイバースター代表取締役社長</p> <p><取締役候補者とした理由> 当社の創業者であり、代表取締役としてグループ全体の成長を推し進めてきており、引き続き当社グループの成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したためであります。</p>	2,356,900株

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	ね ころ しん きち 根 来 伸 吉 (1978年9月17日生)	<p>2002年 4 月 株式会社トゥーマックス入社 2004年 4 月 有限会社ピアラ（現当社）入社 2008年 2 月 当社取締役就任 2010年 2 月 当社常務取締役就任 2012年 1 月 比 亞 莱 集 團 有 限 公 司 （PIALA HOLDINGS LIMITED）DIRECTOR就任 2012年11月 PIATEC(Thailand)Co., Ltd.サイナー就任 2013年 3 月 比智（杭州）商貿有限公司董事就任 2019年 7 月 台灣比智商貿股份有限公司董事就任 2026年 2 月 当社専務取締役就任（現任）</p> <p><取締役候補者とした理由> 長年にわたり当社の取締役として当社をリードしてきた豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社グループの成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したためであります。</p>	275,200株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	まつ だ あつし 松 田 淳 (1969年3月6日生)	<p>1993年4月 株式会社東京銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行</p> <p>2000年10月 シティバンクNA入行</p> <p>2007年4月 ビー・エヌ・ピーパリバ銀行 東京支店入行</p> <p>2012年3月 コメルツ銀行 東京支店入行</p> <p>2018年5月 LLOYDS MERCHANT BANK入行</p> <p>2020年3月 Divtone Group入社 最高財務責任者就任</p> <p>2021年2月 株式会社スリーダムアライアンス入社 最高財務責任者就任</p> <p>2023年9月 当社入社 執行役員CFO兼管理本部長就任</p> <p>2023年10月 株式会社ピアラベンチャーズ取締役就任(現任)</p> <p>2024年3月 当社取締役CFO兼管理本部長就任(現任)</p> <p>2024年4月 株式会社サイバースター取締役就任(現任)</p> <p>2026年1月 株式会社オニオン監査役就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社ピアラベンチャーズ取締役 株式会社サイバースター取締役 株式会社オニオン監査役</p> <p><取締役候補者とした理由> 2023年9月に当社入社以降、長年にわたる金融機関での職務経験に基づいた財務面に関する豊富な知識や、経理・経営企画等の管理部門の経験も有しており、最高財務責任者及び管理本部長として管理業務全般を管掌し、その能力をいかに発揮していることから、引き続き当社グループの成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したためであります。</p>	-

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	さいとうとしかつ 齋藤利勝 (1968年6月10日生)	<p>1991年4月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社</p> <p>1994年12月 株式会社ソニー・ピクチャーズエンタテインメント入社</p> <p>1997年4月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント出向</p> <p>2000年4月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント出向</p> <p>2009年4月 株式会社ソニー・ピクチャーズエンタテインメントトレードマーケティング部ディレクター就任</p> <p>2010年4月 株式会社ソニー・ピクチャーズエンタテインメント営業統括ディレクター就任</p> <p>2012年1月 楽天株式会社（現楽天グループ株式会社）顧問就任</p> <p>2016年9月 一般社団法人プロフェッショナル顧問協会代表理事就任（現任）</p> <p>2017年2月 株式会社STeam設立代表取締役（現任）</p> <p>2020年3月 当社社外取締役就任（現任）</p> <p>2025年3月 株式会社ニューズドテック社外取締役就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 一般社団法人プロフェッショナル顧問協会代表理事 株式会社STeam代表取締役 株式会社ニューズドテック社外取締役</p> <p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 2020年3月に当社社外取締役就任以降、事業の最前線で活躍された経験に基づく優れた経営判断能力と事業運営に関する豊富な知見を有しており、独立、公正な立場からの確な提言、助言をいただき、当社の取締役会の適切な意思決定及びコーポレートガバナンスの実現に貢献いただけると判断したためであります。</p>	-

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	しま だ あき え 島 田 明 恵 (1970年5月19日生)	<p>1994年4月 讀賣テレビ放送株式会社（現読売テレビ放送株式会社）入社</p> <p>2001年4月 LVJグループ株式会社（現ルイ・ヴィトンジャパン株式会社）入社</p> <p>2010年10月 株式会社高電社入社 取締役就任（現任）</p> <p>2014年9月 フードディスカバリー株式会社 取締役COO就任</p> <p>2019年1月 株式会社FiNC Technologies入社 執行役員就任</p> <p>2021年8月 国立大学法人 東北大学 特任客員教授（現任）</p> <p>2022年10月 日本カバヤ・オハヨーホールディングス株式会社入社 執行役員ブランディング戦略室長就任</p> <p>2024年7月 独立行政法人 国立女性教育会館 参与就任（現任）</p> <p>2025年5月 株式会社IDOM 社外監査役就任（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 国立大学法人 東北大学 特任客員教授 独立行政法人 国立女性教育会館 参与 株式会社IDOM社外監査役</p> <p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 島田明恵氏を社外取締役候補者とした理由は、ブランディングおよびマーケティング領域における専門家としての豊富な実務経験と、独立した立場からの高い見識を有しており、特に、消費者の感性を捉えた戦略立案能力は、当社の持続的成長に大きく寄与するものと判断いたしました。また、当社初となる女性社外取締役の就任により、取締役会の構成における多様性を高め、ガバナンスの透明性を一層向上させることのできる人材と判断したためであります。</p>	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 飛鳥貴雄氏が所有する当社の株式数につきましては、同氏が代表取締役を務めるFLYING BIRD株式会社を通じて実質的に所有する株式数も含まれます。
3. 齋藤利勝氏及び島田明恵氏は、社外取締役候補者であります。
4. 齋藤利勝氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 当社は、齋藤利勝氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償

責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、島田明恵氏の社外取締役就任が承認された場合は、同氏と当該契約を締結する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の38ページに記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、齋藤利勝氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、島田明恵氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届ける予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位			
1	あおやま ただお 青山 格雄	常勤監査役	再任	社外	独立
2	かば としろう 蒲 俊郎	社外監査役	再任	社外	独立
3	すぎの たけし 杉野 剛史	社外監査役	再任	社外	独立

再任 再任監査役候補者
 新任 新任監査役候補者
 社外 社外監査役候補者
 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	あ お や ま た だ お 青 山 格 雄 (1979年7月28日生)	<p>2006年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>2011年10月 株式会社MAACS設立代表取締役就任（現任）</p> <p>2011年10月 税理士法人落合青山会計事務所入所</p> <p>2014年9月 公認会計士登録</p> <p>2014年11月 税理士登録</p> <p>2014年11月 青山会計事務所開設代表公認会計士・代表税理士就任（現任）</p> <p>2015年3月 当社社外監査役就任</p> <p>2019年6月 株式会社キット社外取締役（監査等委員）就任</p> <p>2024年3月 当社常勤社外監査役就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社MAACS代表取締役 青山会計事務所代表公認会計士・代表税理士</p> <p><社外監査役候補者とした理由> 青山格雄氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士資格を有しており、当社の業務執行体制について会計面から適切な監査を期待しており、独立、公正な立場からの確かな提言、助言をいただき、当社の取締役会の適切な意思決定及びコーポレートガバナンスの実現に貢献いただけると判断したためであります。</p>	—

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	かば とし ろう 蒲 俊 郎 (1960年9月10日生)	1993年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 2003年6月 城山タワー法律事務所設立代表弁護士 就任(現任) 2005年4月 桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授就 任 2006年3月 ガンホー・オンライン・エンターテイ メント株式会社社外監査役就任 2010年4月 桐蔭横浜大学大学院法務研究科長就任 2013年6月 株式会社ティーガイア社外監査役就任 2014年6月 学校法人桐蔭学園理事就任 2015年3月 当社社外監査役就任(現任) 2015年6月 一般財団法人東京都営交通協力会理事 就任(現任) 2021年4月 桐蔭法務研究支援センター長就任 2021年4月 桐蔭横浜大学・法学研究科客員教授就 任 2025年4月 スーパートリック・ゲームズ株式会社 監査役就任(現任) 2025年4月 桐蔭横浜大学名誉教授(現任) (重要な兼職の状況) 城山タワー法律事務所代表弁護士 <社外監査役候補者とした理由> 蒲俊郎氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士資 格を有しており、当社の業務執行体制について法律面 から適切な監査を期待しており、独立、公正な立場な ら的確な提言、助言をいただき、当社の取締役会の適 切な意思決定及びコーポレートガバナンスの実現に貢 献いただけると判断したためであります。	8,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	すぎのたけし 杉野剛史 (1976年7月1日生)	<p>2001年4月 野村證券株式会社入社</p> <p>2006年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>2010年7月 株式会社MIDストラクチャーズ入社</p> <p>2010年12月 公認会計士登録</p> <p>2013年4月 公益財団法人ジュニアgolfer育成財団監事就任</p> <p>2014年5月 当社社外監査役就任（現任）</p> <p>2015年4月 当社常勤監査役就任</p> <p>2016年7月 公認会計士杉野事務所開設所長就任（現任）</p> <p>2020年11月 株式会社ピアラベンチャーズ監査役就任</p> <p>2022年6月 株式会社平和社外監査役就任（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 公認会計士杉野事務所所長 株式会社平和社外監査役</p> <p><社外監査役候補者とした理由> 杉野剛史氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士資格を有しており、当社の業務執行体制について会計面から適切な監査を期待しており、独立、公正な立場からの確かな提言、助言をいただき、当社の取締役会の適切な意思決定及びコーポレートガバナンスの実現に貢献いただけると判断したためであります。</p>	9,600株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 青山格雄氏、蒲俊郎氏及び杉野剛史氏は、社外監査役候補者であります。
3. 青山格雄氏、蒲俊郎氏及び杉野剛史氏は、現在、当社の社外監査役であります。それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって青山格雄氏が11年、蒲俊郎氏が11年、杉野剛史氏が11年11か月となります。
4. 当社は、青山格雄氏、蒲俊郎氏及び杉野剛史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、青山格雄氏、蒲俊郎氏及び杉野剛史氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結して

- おり、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の38ページに記載のとおりです。各監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、青山格雄氏、蒲俊郎氏及び杉野剛史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠として補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第1号議案が原案通り承認された場合のみ、効力を生じます。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
内原由貴 (1981年1月28日生)	2004年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2008年7月 公認会計士登録 2015年5月 SCS Global Professionals(S) Pte. Ltd. 入社 2017年10月 ベルトラ株式会社 入社 2021年10月 AWL株式会社 入社 2022年11月 bravesoft株式会社 入社 2025年9月 ユナイト合同会社 代表社員（現任） (重要な兼職の状況) ユナイト合同会社代表社員	—

<社外監査役候補者とした理由>

内原由貴氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士資格を有しており、当社の業務執行体制について会計面から適切な監査を期待しており、独立、公正な立場からの確かな提言、助言をいただき、当社の取締役会の適切な意思決定及びコーポレートガバナンスの実現に貢献いただけると判断したためであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 内原由貴氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 内原由貴氏が監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の38ページに記載のとおりです。内原由貴氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安進行による輸入コストの増加や、依然として続く物価上昇・原材料価格の高騰等により、国内経済活動は先行き不透明な状況が続いております。世界経済についても、米国の関税政策や中国経済の回復遅れ、ウクライナ情勢の長期化、中東地域での地政学的リスクの高まり、原油価格の高騰等が継続しており、引き続き先行き不透明な状況となっております。

当社グループの主要な事業領域であるヘルスケア&ビューティ及び食品市場においては、生成AIを活用した広告制作やターゲティング、コンテンツ・映像制作等を行う企業が増加してきており、様々な用途で利用され効率化や最適化が進んでおります。店頭との連動やオフライン、縦型動画の活用など手法が増え、クライアントの予算は増加傾向にあります。特に各媒体における縦型動画を活用した広告手法が顕著に増加しております。

このような状況下において、当社グループは「全てがWINの世界を創る」という経営理念のもと、「Smart Marketing For Your Life」をビジョンに、クライアントのオールデータパートナーとなるべく、ヘルスケア&ビューティ及び食品市場の通販DX事業を軸に、事業開発から商品開発、インフラ整備、ブランディング、オンライン・オフラインでの新規顧客の獲得から既存顧客の育成等を、一気通貫の専門ソリューションとして提供してまいりました。2023年12月期からを第3創業期と位置づけ、「通販DX事業」「マーケティングDX事業（異業種展開）」「自社事業（新規事業）」の3軸からなる成長戦略のもと、ブランド価値創造企業として、さらなる成長を目指してまいります。

1軸目の成長戦略である「通販DX事業」につきましては、Webでの顧客獲得施策である「KPI保証サービス」から、ブランディング広告やTVCM等にも事業領域を拡大し、オンライン・オフラインのデータを一気通貫で分析し広告効果を効率化します。分析環境の構築を実施しつつ、サービス別ではオフライン広告とWebを連動するサービス「オフラインDX」、SNS上での発話量を増加させることでコストを抑えることのできる「SNSellマーケティング」、ミドルファネル施策、インフルエンサー施策等に注力したものの、「通販DX事業」の売上は2025年上期に比べて鈍化いたしました。苦戦した大手クライアントをその他クライアントで

カバーしきれなかったことが要因となります。

しかしながら、新たに開始したサービス「Retail Spark」は、好調に受注が増加していることや、今後注力していくブランディング領域の案件が増加していることから、更なる事業拡大が期待されます。

2軸目の成長戦略である「マーケティングDX事業（異業種展開）」につきましては、引き続き人材や金融、不動産、店舗集客等を中心に展開しました。ヘルスケア&ビューティ及び食品市場のマーケティングは異業種と比較し高速PDCAが実施されており、そのスピード感が優位性となります。また、当社が今まで培ってきたダイレクトマーケティングのノウハウ、高い分析力が強みとなり、事業拡大を続けております。一部のクライアントにおいては業績が低迷しているものの、特定のクライアントだけに業績を左右されないような経営基盤構築に努め、取引社数の増加及び取引継続率の改善を実施しております。新たな成長ドライバー創出を目的として開始したエッセンシャルワーカー向け人材紹介サービス「お仕事カルテ」については求人数、登録者数が順調に増加しており、早期黒字化に向けた今後の更なる業績拡大を目指してまいります。

3軸目の成長戦略である「自社事業（新規事業）」につきましては、当社の連結子会社である株式会社サイバースターが事業展開するVTuber領域が引き続き好調です。オーディオ事業では新ブランド「TuneMATE」を本格始動させ、総フォロワー33万人を超えるVSinger HACHI氏とのコラボモデル「TMX001-HACHI」を受注生産で発売し、これまで取り扱ってきたコラボイヤホンでは過去最高数の受注を頂いております。しかしながら、初開催したコラボカフェ運営に想定以上の苦戦を強いられたことや、その他での収益積み上げに時間を要したことなどで、業績については、依然として厳しい状況が続いております。

当社の連結子会社である株式会社P2Cでは、料理研究家でありYouTuberでもあるリュウジさん監修の、指定医薬部外品「良朝丸（※）」がAmazonで過去最高売上となるなどECモールでの売上及び粗利が好調に推移しており、更なる収益拡大を目指してまいります。

機能性インナーブランド「SHAPEDAYS」に関しては、ECモールや店頭での新たな販売経路の増加を図っており、販売促進施策の実施も計画するなど拡大に向けて引き続き注力しております。

※ 販売名：レイスターズ

投資関連では、当連結会計年度において、連結子会社である株式会社ピアラベンチャーズにて設立したファンド「ピアラベンチャーズ1号投資事業有限責任組合」において、新たな投資

先を選定していたものの、実行には至っておりません。引き続き新規の投資先の検討を進めるほか、現在の投資先における未来の動向も注視してまいります。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、15,731,198千円（前期比16.6%増）となりました。

売上総利益は、2,416,754千円（前期比15.6%増）となりました。これは売上原価を13,314,443千円（前期比16.8%増）計上したことによるものであります。

営業利益は、40,536千円（前期は営業損失149,432千円）となりました。これは販売費及び一般管理費を2,376,217千円（前期比6.1%増）計上したことによるものであります。

経常利益は、231,742千円（前期は経常損失132,504千円）となりました。これは主に、営業外収益として補助金収入136,444千円及び有価証券売却益52,519千円を計上した一方で、営業外費用として支払利息22,017千円及び債権売却損3,566千円を計上したことによるものであります。

税金等調整前当期純利益は、181,620千円（前期は税金等調整前当期純損失98,175千円）となりました。これは主に、商品評価損21,674千円及び減損損失19,579千円を計上したことによるものであります。

親会社株主に帰属する当期純利益は、199,286千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失114,160千円）となりました。これは主に、法人税等調整額を△79,925千円計上したことによるものであります。

②設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は54,595千円で、その主なものは「PIALA INTELLIGENCE」に代表される通販DXサービスに必要なソフトウェアや「RESULTシリーズ」の機能強化、生成AIを利用したCDPの開発等のシステム投資費用であります。

③資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と総額1,350,000千円の当座貸越契約を締結しております。

なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高は1,350,000千円であります。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

当社の子会社である株式会社P2Cが株式会社ローネジャパンの展開する機能性インナーブランド「SHAPEDAYS」を2025年6月30日付けで事業譲受しております。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2022年12月期)	第 20 期 (2023年12月期)	第 21 期 (2024年12月期)	第 22 期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売 上 高(千円)	11,775,448	9,064,841	13,488,568	15,731,198
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△131,470	△423,941	△132,504	231,742
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は 親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△232,577	△982,818	△114,160	199,286
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△33.59	△141.95	△16.47	27.88
総 資 産(千円)	4,859,032	3,543,386	4,255,616	4,197,614
純 資 産(千円)	1,610,614	582,683	494,686	650,463
1株当たり純資産額(円)	218.93	76.67	62.64	79.77

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2022年12月期)	第 20 期 (2023年12月期)	第 21 期 (2024年12月期)	第 22 期 (当事業年度) (2025年12月期)
売 上 高(千円)	11,602,724	8,759,342	12,637,232	14,551,345
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△17,106	△259,139	37,335	211,257
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△214,350	△937,624	△210,361	158,446
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△30.95	△135.42	△30.35	22.17
総 資 産(千円)	4,738,276	3,481,486	4,028,384	3,940,944
純 資 産(千円)	1,570,108	632,171	469,010	618,513
1株当たり純資産額(円)	226.39	90.84	66.62	86.26

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
PIATEC(Thailand) Co., Ltd.	3,000千タイ バーツ	99.0	システム開発、運用保守管理業務
比智(杭州)商貿有限公司	4,000千中国元	100.0	マーケティング企画企業管理 コンサルティング業務
CHANNEL J (THAILAND) C o . , L t d .	2,000千タイ バーツ	49.0	越境EC事業に伴う輸入請負販売代行、 物流支援、貿易業務、広告業務、 メディア動画制作
PG-Trading (Vietnam) C o . , L t d .	100千米国ドル	100.0	越境EC事業に伴う輸入請負販売代行、 物流支援、貿易業務、広告業務
株式会社ピアラベンチャーズ	15,000千円	100.0	ファンドの募集、運用業務
ピアラベンチャーズ1号投資 事業有限責任組合	264,000千円	63.6	投資業務
株 式 会 社 P 2 C	20,000千円	100.0	D2C・P2Cの企画、販売及びサポ ート業務
o n e m o v e 株 式 会 社	500千円	51.0	デジタルプロモーション、人材紹介、フリ ーランスマッチ
株式会社ジョシュアツリー	60千円	100.0	デジタルマーケティングコンサルティング 事業・インターネット広告代理事業
株式会社サイバースター	15,000千円	97.0	IP支援事業・マーケティング支援事業・レ ーベル事業

- (注) 1. 当社におけるCHANNEL J (THAILAND) Co., Ltd.の議決権比率は50%以下であります
が、財務諸表等規則に規定する実質支配力基準に基づき、同社を連結子会社としておりま
す。
2. ピアラベンチャーズ1号投資事業有限責任組合の議決権比率については、当社及び子会社
からの出資割合を記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、以下の点を主な経営課題と認識しております。

①グループシナジーの更なる追求

ヘルスケア&ビューティ及び食品市場と、その事業領域におけるマーケティングに関連するテクノロジー市場は、環境変化の激しい状況が続くと見込んでおります。当社グループはアジアにおけるEC、SNS支援を行う比智(杭州)商貿有限公司、主に「RESULTシリーズ」の開発保守を行うPIATEC(Thailand) Co., Ltd.、主に越境EC事業に伴う輸入請負販売代行、物流支援、貿易業務、広告業務を行うCHANNEL J (THAILAND)Co., Ltd.、PG-Trading (Vietnam) Co., Ltd.、ファンドを運営し、同領域のD2C企業や通販企業を対象に投資を行う株式会社ピアラベンチャーズ、投資業務を行うピアラベンチャーズ1号投資事業有限責任組合、D2C・P2Cの企画、販売及びサポート業務を行う株式会社P2C、デジタルプロモーションや人材紹介、フリーランスマッチ業務等を行うone move株式会社、マーケティングコンサルティング事業及び広告運用を行う株式会社ジョシュアツリー、クリエイターエコノミー支援に注力した株式会社サイバースターの10社により構成されております。当社グループは、グループ各社が自律的な意思決定を行うことで、スピード感のある事業運営を実現しております。併せて、同領域において、データを中心としたEC向けマーケティングテックにおける競争力の強化を軸に、アジア市場に向けてのEC支援事業の展開及びマーケティングテックの開発にあたり、更なるシナジーを創出し、当社グループのもつ経営資源の効率的な活用を推進してまいります。

②既存事業の安定成長

当社グループの従前からの主要な事業領域であるヘルスケア&ビューティ及び食品市場においては、景表法・薬機法等の規制が厳しくなるだけでなく、媒体側での審査も厳しさを増しており、今までであれば可能であった広告表現や法的に問題がないクリエイティブにも規制が入るようになり、違反広告が淘汰される一方で、広告効率の悪化が見られます。また、CPC（クリック単価）の高騰や、Cookie規制によるリターゲティング広告の減少により、Webマーケティング広告は粗利率の低下を余儀なくされ、当社グループの主要取引先である化粧品等を取扱うD2C企業においても、広告効率の悪化等により収益の停滞が見られました。今後はAI等を活用した広告効率の向上だけでなく、one move株式会社とのSNSell戦略強化及びナレシエ（KPI保証サービス）強化を図ることで取引社数を増加させ、主要取引先に依存しない収益構造を構築し、安定的な収益を創出してまいります。

③事業領域の拡大

当社グループは主力である「通販DX事業」に注力しており、これはいままで主力であったWebでの顧客獲得施策である「KPI保証サービス」から、ブランディング広告やTVCM等にも事

業領域を拡大し、オンライン・オフラインのデータを一気に通貫で分析し広告効果を効率化します。分析環境の構築を実施しつつ、サービス別ではオフライン広告とWebを連動するサービス「オフラインDX」、SNS上での発話量を増加させることでコストを抑えることのできる「SNSellマーケティング」、ミドルファンネル施策、インフルエンサー施策、LINEマーケティング施策に注力いたしました。また、「通販DX事業」の他に、当社グループがこれまで培ってきたダイレクトマーケティングのノウハウを異業種へと横展開する「マーケティングDX事業」、自社で行うP2C事業やエンタメDX事業等の「新規事業」など、事業領域の拡大を行ってまいりました。既存事業だけでなく、縦型動画サービスや生成AI、AIエージェント活用による人的効率化など、新たな事業領域に拡大することで安定的な収益構造を構築できるだけでなく、各事業の成長効果を期待できると考えており、引き続き推進してまいります。

④異業種への展開

当社グループは、ヘルスケア&ビューティ及び食品市場を中心にサービスを提供してまいりましたが、通販DXサービスは、サービス毎に提供・分析が可能であることから、「マーケティングDX」サービスとして、医療、人材、不動産などの異業種への展開を推進してまいりました。ヘルスケア&ビューティ及び食品市場のマーケティングは異業種と比較し高速PDCAが実施されており、そのスピード感が優位性となります。また、当社グループが今まで培ってきたダイレクトマーケティングのノウハウ、高い分析力は異業種においても強みとなっており、取引社数は順調に増加しております。今後は、取引社数の増加を続けながら、クロスセル受注を積極的に推進し、顧客単価の向上を目指すことで安定的な収益の確保を目指してまいります。

⑤新規事業投資

当社グループは、さらなる成長を目指すため、より利益率の高い新規事業に積極的に投資しております。新規事業としては、自社で行うエンタメDX事業及びP2C事業を展開しており、エンタメDX事業では自社IP領域への拡大、P2C事業では複数ブランドの展開を行い、徐々に拡大を続けております。引き続き当社グループの知見を活かし、収益の拡大を目指してまいります。

⑥収益性の更なる向上

当社グループは、「KPI保証サービス」を中心に成長してまいりましたが、今後は、事業領域を拡大した「通販DX事業」、異業種への展開を推進する「マーケティングDX事業」、「新規事業」の3軸からなる成長戦略のもと、ブランド価値創造企業として安定的な収益を確保し、持続可能な成長を目指してまいります。縦型動画サービスでの新規売上拡張、生成AI及びAIエージェント活用による人的効率化により収益性を向上させていきます。

⑦優秀な人材の確保

当社グループは、更なる事業拡大を実現していく上で、優秀な人材の確保が必要不可欠であると認識しております。このため、即戦力となる人材確保を目的とした中途採用及び将来を担う社員の育成と組織の活性化を目的とした新卒採用を積極的に行ってまいります。

また、事業状況に合わせ、年齢や国籍等に制限なく、高いスキルや潜在的な能力を持つ人材を積極的に登用してまいります。

⑧情報セキュリティ体制の更なる整備

当社グループは、顧客と取引を行うにあたり、顧客情報、個人情報及び営業機密等の機密情報を取り扱うことがあります。

情報セキュリティ体制の整備を引き続き推進していくとともに、情報の取り扱いに関する社内規程の適切な運用、役職員の機密情報リテラシーの向上、役職員による機密情報の取り扱いに関する内部監査等を通じ、情報セキュリティ体制の強化を図ってまいります。

⑨内部管理体制の強化

当社グループは、急速な事業環境の変化に適応し、継続的な成長を維持していくために、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。このため、事業規模や成長ステージに合わせバックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、事業運営上のリスク管理や定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、社外役員の登用・監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実及び経営管理のDX化を進めることで迅速かつ適切な経営判断を行ってまいります。

⑩システムの安定性の確保

当社グループは、インターネット上で顧客にサービスを提供しており、安定した事業運営を行うにあたり、国内外での市場シェア拡大や新規プロダクトの提供、サーバー設備の増強や負荷分散システムの導入等が必要不可欠であると認識しております。今後も、中長期的な視点から設備投資を行い、システムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の維持構築に取り組んでまいります。

⑪継続企業の前提に関する事項

当社グループは、前連結会計年度まで4期連続で営業損失を計上しており、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況を払しょくできていないものと認識しております。

これは主に、景表法・薬機法の規制等による広告効率の悪化や、米国の政策動向や中国経済の

低迷等の不安定な世界情勢に影響を受けた、中国を始めとする子会社の不調によるものであります。

ただし、当連結会計年度においては、当社グループ全体として2020年度12月期以来5年ぶりに通期での黒字化を達成しており、かつ、更なる成長を企図して、成果報酬での「KPI保証サービス」からサービスを拡張した「通販DX事業」、異業種へのサービスを展開する「マーケティングDX事業」、「新規事業」の3軸で再成長を図るべく、社内リソースの適材配置等を実施しております。

「通販DX事業」では、Webでの顧客獲得施策である「KPI保証サービス」から、ブランディング広告やTVCM等にも事業領域を拡大し、オンライン・オフラインのデータを一気通貫で分析し広告効果を効率化します。新たに開始したサービス「Retail Spark」は、好調に受注が増加していることや、今後注力していくブランディング領域の案件が増加していることから、更なる事業拡大が期待されます。

また、ヘルスケア&ビューティ及び食品市場を中心にこれらのサービスを提供してきたものを異業種展開する「マーケティングDX事業」は、人材や金融、不動産、美容健康などの店舗等の高額商材を取り扱う市場を中心にニーズが高まっております。ヘルスケア&ビューティ及び食品市場のマーケティングは異業種と比較し高速PDCAが実施されており、そのスピード感が優位性となることに加えて、当社が今まで培ってきたダイレクトマーケティングのノウハウ、高い分析力が強みとなって事業拡大を続けております。新たな成長ドライバー創出を目的として開始したエッセンシャルワーカー向け人材紹介サービス「お仕事カルテ」については求人数、登録者数が順調に増加しており、今後の更なる業績拡大を目指しております。

3軸目の成長戦略である「自社事業（新規事業）」につきましては、当社の連結子会社である株式会社サイバースターが事業展開するVTuber領域が引き続き好調です。オーディオ事業では新ブランド「TuneMATE」を本格始動させ、総フォロワー33万人を超えるVSinger HACHI氏とのコラボモデル「TMX001-HACHI」を受注生産で発売、これまで取り扱ってきたコラボイヤホンでは過去最高数の受注を頂いております。

また財務面では、りそな銀行との新規契約を始めとする取引銀行との当座貸越契約等により必要な運転資金を確保しており、引き続き金融機関とも緊密な関係を維持していることから資金繰りの懸念は無いものと考えております。

以上のことから、現時点で当社グループにおいて、継続企業の前題に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事業区分	事業内容
EC支援事業	EC及びD2C事業を展開するクライアントに対して、DX化を支援する以下の専門ソリューションを提供する事業。 <ul style="list-style-type: none">・事業開発・商品開発・インフラ整備・ブランディング・新規顧客獲得、既存顧客育成・グローバル進出支援・エンタメDX支援

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年12月31日現在)

①当社

本社	東京都渋谷区
大阪営業所	大阪府大阪市西区
福岡営業所	福岡県福岡市中央区

②子会社

PIATEC(Thailand) Co., Ltd.	本社 (タイ国バンコク)
比智(杭州)商貿有限公司	本社 (中国杭州)
CHANNEL J (THAILAND) C o . , L t d .	本社 (タイ国バンコク)
PG-Trading (Vietnam) C o . , L t d .	本社 (ベトナムホーチミン市)
株式会社ピアラベンチャーズ	本社 (東京都渋谷区)
ピアラベンチャーズ1号投資 事業有限責任組合	本社 (東京都渋谷区)
株 式 会 社 P 2 C	本社 (東京都渋谷区)
o n e m o v e 株 式 会 社	本社 (東京都三鷹市)
株式会社ジョシュアツリー	本社 (東京都目黒区)
株式会社サイバースター	本社 (東京都渋谷区)

(注) 当社におけるCHANNEL J (THAILAND) Co., Ltd.の議決権比率は50%以下でありませんが、財務諸表等規則に規定する実質支配力基準に基づき、同社を連結子会社としております。

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
E C 支援事業	161 (36) 名	12名増 (7名増)
合計	161 (36)	12名増 (7名増)

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
108 (29) 名	9名増 (4名増)	33.2歳	4.6年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	548,461千円
株式会社みずほ銀行	500,000千円
株式会社横浜銀行	150,000千円
株式会社りそな銀行	200,000千円
株式会社阿波銀行	47,237千円
朝日信用金庫	9,980千円
株式会社日本政策金融公庫	14,399千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- ①発行可能株式総数 25,000,000株
- ②発行済株式の総数 7,367,300株
- ③株主数 4,572名
- ④大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
F L Y I N G B I R D 株 式 会 社	1,602千株	22.4%
飛 鳥 貴 雄	754	10.5
株 式 会 社 大 石 キ ャ ピ タ ル	346	4.8
大 石 崇 徳	330	4.6
根 来 伸 吉	275	3.8
株 式 会 社 ジ ー ニ ー	242	3.4
A L G 株 式 会 社	134	1.9
S B S ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	80	1.1
B N P P A R I B A S S Y D N E Y / 2 S / J A S D E C / A U S T R A L I A N R E S I D E N T S	53	0.8
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 1 0 7 9 5	47	0.7

- (注) 1. 第三者割当増資及び新株予約権行使により、発行済株式の総数が129,940株増加しております。
2. 当社は自己株式を197,900株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

①取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	飛 鳥 貴 雄	比智(杭州)商貿有限公司董事長 PIATEC(Thailand)Co., Ltd.サイナー FLYING BIRD株式会社代表取締役 CHANNEL J (THAILAND) Co., Ltd.代表 PG-Trading (Vietnam) Co., Ltd.会長 株式会社ピアラベンチャーズ取締役 株式会社ユナイテッドウィル社外取締役 株式会社P2C代表取締役 株式会社サイバースター代表取締役
取 締 役	根 来 伸 吉	事業本部管掌
取 締 役 C F O	松 田 淳	管理本部管掌 株式会社ピアラベンチャーズ取締役 株式会社サイバースター取締役
取 締 役	大 山 俊 介	
取 締 役	齋 藤 利 勝	一般社団法人プロフェッショナル顧問協会代表理事 株式会社STeam代表取締役 株式会社ニューズドテック社外取締役
常 勤 監 査 役	青 山 格 雄	株式会社MAACS代表取締役 青山会計事務所代表公認会計士・代表税理士
監 査 役	蒲 俊 郎	城山タワー法律事務所代表弁護士
監 査 役	杉 野 剛 史	公認会計士杉野事務所所長 株式会社平和社外監査役

- (注) 1. 取締役大山俊介氏及び取締役齋藤利勝氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役青山格雄氏、監査役蒲俊郎氏及び監査役杉野剛史氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役青山格雄氏及び監査役杉野剛史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役蒲俊郎氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役大山俊介氏、取締役齋藤利勝氏及び監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

イ. 被保険者の範囲

当社取締役及び監査役

ロ. 当該保険契約の内容の概要

- ・被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償いたします。
- ・ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者の損害等は補償対象外とし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。
- ・保険料は全額当社が負担しております。

④取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を次のとおり決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

・基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責及び当社への貢献度等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬としております。

なお、現在においては、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、自社株を活用した報酬制度は導入しておりませんが、今後は持続的な成長に向けた健全なインセンティブのひとつとして、業績連動型の報酬、また自社株を活用した報酬制度の検討を慎重に行ってまいります。

・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、職位、職務執行に対する評価、他社水準、会社業績等を総合的に勘案して決定するものとしております。また、監査役については監査役の協議により決定しております。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長飛鳥貴雄がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額の決定としております。決定権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	72,366千円 (9,600千円)	72,366千円 (9,600千円)	-	-	5名 (2名)
監 査 役 (うち社外監査役)	17,400千円 (17,400千円)	17,400千円 (17,400千円)	-	-	3名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	89,766千円 (27,000千円)	89,766千円 (27,000千円)	-	-	8名 (5名)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2014年2月17日開催の第10回定時株主総会において、年額120,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。

3. 監査役の報酬限度額は、2015年3月27日開催の第11回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は3名）です。

⑤社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役齋藤利勝氏は、一般社団法人プロフェッショナル顧問協会代表理事であり、株式会社STeamの代表取締役、株式会社ニューズドテックの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役青山格雄氏は、青山会計事務所代表公認会計士・代表税理士、株式会社MAACS代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役蒲俊郎氏は、城山タワー法律事務所代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役杉野剛史氏は、公認会計士杉野事務所所長及び株式会社平和社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 社外役員が子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬の総額

該当事項はありません。

八. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	大山 俊介	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役	齋藤 利勝	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
常勤監査役	青山 格雄	当事業年度に開催された取締役会16回全てに、監査役会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	蒲 俊郎	当事業年度に開催された取締役会16回全てに、監査役会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に法律面等に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	杉野 剛史	当事業年度に開催された取締役会16回全てに、監査役会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

①名称 東光有限責任監査法人

なお、当社の会計監査人でありました有限責任 あずさ監査法人は、2025年3月26日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。また、同株主総会で新たに東光有限責任監査法人が会計監査人に選任され就任いたしました。

②報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と東光有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、当社及び当社グループの役職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため「ピアラ行動規範」を制定し、取締役自らがこれを遵守するとともに、代表取締役社長がその精神を従業員に反復伝達します。
- b. 当社は、コンプライアンス・リスク委員会、稟議制度、契約書類の法務審査制度、内部監査及び法律顧問による助言等の諸制度を柱とするコンプライアンス体制を構築し、取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保しております。
- c. 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行うこととしております。
- d. 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査することとしております。
- e. コンプライアンス・リスク委員会は、当社及び当社グループにおいて万が一不正行為が発生した場合は、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえてコンプライアンス責任者は、再発防止策の展開等の活動を推進します。
- f. 法令違反その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、通報窓口を設け、「公益通報規程」に基づき適切な運用を行います。
- g. 役職員の法令違反については、「就業規則」等に基づき、処罰の対象とすることとしております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書等の情報については「情報管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティマネジメントシステムを確立しております。情報セキュリティに関する具体的施策については、「内部情報管理責任者」が取締役、執行役員、部長等と検討し、当社及び当社グループで横断的に推進します。
- b. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」「個人情報保護規程」「インサイダー取引防止規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は「ピアラ行動規範」を上位概念としながらも、「コンプライアンス・リスク委員会」及び「コンプライアンス規程」「公益通報規程」を設置、制定することで、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。
- b. 当社は、「リスク管理規程」に掲げる基本方針に従いリスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的発展を確保しております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。
- b. 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行することとしております。
- c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会決議により、取締役の担当職務を明確化するとともに、「組織規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役・使用人の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図っております。

⑤当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社グループの総合的かつ健全な発展を図り、業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」及び「職務権限規程」を制定し、子会社の事業運営に関する重要な事項については当社の承認を必要とすることとしております。
- b. 当社グループは「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営を管理し、事業の適正を確保しております。また「ピアラ行動規範」及び「コンプライアンス規程」に基づき、当社グループが直面する様々なリスクを一元管理し、コンプライアンス・リスク委員会を設置してリスク管理体制を強化しております。
- c. 当社グループの経営課題に対する共通認識を持ち、グループ企業価値最大化に向けた経営を行うため、子会社に当社取締役を派遣する体制を採っております。
- d. 当社は「ピアラ行動規範」「コンプライアンス規程」「関係会社管理規程」を通じて、子会社の遵法体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行っております。
- e. 親子間取引における不適切な取引及び会計処理を防止するため、監査役会、会計監査人及び内部監査室が連携して監査体制を整備し、企業集団における業務の適正を確保しております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、可及的速やかに適切な使用人を監査役付として配置します。

⑦上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- a. 取締役からの独立性を強化するため、監査役を補助すべき使用人の業績考課、人事異動、賞罰の決定については事前に監査役の同意を得なければならないものとします。
- b. 監査役の職務を補助する使用人は、他部門へ協力体制の確保を依頼できるものとします。また、監査役の代理出席を含め必要な会議へ参加できるものとします。その他、必要な情報収集権限を付与します。

⑧監査役への報告に関する体制

- a. 当社は、取締役会のほか、その他重要会議体への監査役の出席を求めるとともに、業績等会社の業務の状況を担当部門により監査役へ定期的に報告します。
- b. 監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行っております。
- c. 「公益通報規程」に基づき、監査役に相談する内部通報窓口を設置しております。
- d. 監査役は、子会社の稟議書や財務諸表を閲覧し、必要に応じて子会社の取締役、使用人等に説明を求めることができるものとします。
- e. 子会社の取締役、使用人等は、会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとします。
- f. 監査役は必要に応じて内部監査室に内部監査の状況等の説明を求めることができるものとします。

⑨上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「公益通報規程」において、報告者に不利益が及ばないよう配慮しております。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 代表取締役社長は、監査役会と定期的に情報交換を行うものとし、当社の経営の状況に関する情報の共有化を図っております。
- b. 監査役より稟議書その他の重要文書の閲覧の要請がある場合は、当該要請に基づき、担当部門が直接対応し、その詳細につき報告を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務執行について

当社の取締役会は、取締役5名で構成され、うち2名が社外取締役であります。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令及び定款に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。なお、当事業年度において取締役会は16回開催され、出席を要する取締役の出席率は100.0%でした。

取締役会は取締役会規程等に基づいて運営され、取締役会に付議又は報告すべき事項が各取締役より上程されて経営上の意思決定がなされております。また、取締役会には3名の監査役（全員が社外監査役）が出席し、取締役の職務執行状況を監督しております。なお、取締役会で用いられた資料、議事録等は文章又は電磁的な方法で記録・保管されております。

日常の職務執行については、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、常勤取締役、常勤監査役及び執行役員等により構成される経営会議に適正かつ迅速に職務執行がなされ、その内容を取締役会に報告する体制が構築されております。

②監査役の職務執行について

当社の監査役会は、監査役3名で構成され、全員が社外監査役であり、うち1名が常勤監査役であります。監査役は取締役会その他重要な社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査役は、監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。なお、当事業年度において監査役会は12回開催され、出席を要する監査役の出席率は100.0%でした。

監査役会は監査役会規程等に基づいて運営され、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われております。

監査役は、取締役会及び経営会議への出席、重要文書の閲覧、役職員への聴取並びに会計監査人及び内部監査室との情報交換等により、取締役の職務執行について監視を行っております。

③リスク管理及びコンプライアンスについて

当社では、コンプライアンス推進にかかわる課題、対応策を審議、承認するとともに、必要な情報の共有化を諮ることを目的としてコンプライアンス・リスク委員会を設置しております。コンプライアンス・リスク委員会は、代表取締役社長を委員長としており、原則として3ヶ月に一度開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、コンプライアンスに係る取組みの推進、社内研修等の実施のほか、コンプライアンス違反事項の定期報告の実施等を行っております。

当社は内部監査専任部署として代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室所属の内部監査責任者が、内部監査規程に基づき、全部署並びに全子会社に対して業務執行の妥当性やコンプライアンスの遵守状況等について監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は監査結果に基づき、被監査部署に対して改善を指示し、内部監査室を通じて、その改善状況をモニタリングすることにより、監査の実効性を確保しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,554,168	流動負債	3,519,269
現金及び預金	1,628,597	買掛金	1,425,860
受取手形及び売掛金	1,685,147	短期借入金	1,350,629
商 品	60,791	1年内返済予定の長期借入金	94,196
前 渡 金	50,310	未 払 金	232,703
そ の 他	178,556	未 払 法 人 税 等	24,800
貸 倒 引 当 金	△49,235	賞 与 引 当 金	45,911
固定資産	643,445	株 主 優 待 引 当 金	31,869
有形固定資産	2,190	そ の 他	313,298
工具、器具及び備品	2,040	固定負債	27,881
そ の 他	150	長期借入金	25,881
無形固定資産	222,491	そ の 他	2,000
の れ ん	164,548	負債合計	3,547,150
ソ フ ト ウ エ ア	23,015	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	34,927	株 主 資 本	639,798
投資その他の資産	418,762	資 本 金	50,120
投資有価証券	147,098	資 本 剰 余 金	844,652
敷 金	107,551	利 益 剰 余 金	△112,774
繰延税金資産	90,664	自 己 株 式	△142,199
差入保証金	64,080	その他の包括利益累計額	△67,863
そ の 他	10,429	その他有価証券評価差額金	△7,517
貸 倒 引 当 金	△1,061	為 替 換 算 調 整 勘 定	△60,345
		新 株 予 約 権	62
		非 支 配 株 主 持 分	78,466
		純 資 産 合 計	650,463
資産合計	4,197,614	負債純資産合計	4,197,614

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	15,731,198
売上総利益	13,314,443
販売費及び一般管理費	2,416,754
営業外収益	2,376,217
受取替	40,536
補助金	1,972
有価証券の売却	22,575
営業外費用	136,444
支債権の売却	52,519
有価証券の売却	9,477
経常利益	222,989
減商品の評価損	22,017
特別損	3,566
経常損失	2,689
特別損失	3,509
税金等調整前当期純利益	31,783
法人税、住民税及び事業税	231,742
法人税等調整額	19,579
当期純利益	21,674
非支配株主に帰属する当期純利益	8,868
親会社株主に帰属する当期純利益	50,121
	181,620
	33,387
	△79,925
	△46,538
	228,159
	28,872
	199,286

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,044,845	流動負債	3,292,431
現金及び預金	1,301,375	買掛金	1,346,925
受取手形	10,669	短期借入金	1,350,000
売掛金	1,528,926	1年内返済予定の長期借入金	89,988
前渡金	23,392	未払金	180,569
前払費用	52,980	未払費用	5,933
関係会社短期貸付金	50,000	未払法人税等	1,278
その他	104,244	前受金	63,484
貸倒引当金	△26,743	預り金	29,354
固定資産	896,099	賞与引当金	43,493
有形固定資産	964	株主優待引当金	31,869
工具、器具及び備品	964	その他	149,534
無形固定資産	54,842	固定負債	30,000
ソフトウェア	9,671	長期借入金	13,913
ソフトウェア仮勘定	45,170	関係会社事業損失引当金	14,087
投資その他の資産	840,292	その他	2,000
投資有価証券	135,909	負債合計	3,322,431
関係会社株式	310,300	(純資産の部)	
関係会社出資金	65,705	株主資本	625,969
関係会社長期貸付金	394,925	資本金	50,120
敷金	106,203	資本剰余金	844,058
差入保証金	61,716	資本準備金	844,058
繰延税金資産	89,182	利益剰余金	△126,009
その他	186,999	その他利益剰余金	△126,009
貸倒引当金	△510,650	繰越利益剰余金	△126,009
		自己株式	△142,199
		評価・換算差額等	△7,517
		その他有価証券評価差額金	△7,517
		新株予約権	62
		純資産合計	618,513
資産合計	3,940,944	負債純資産合計	3,940,944

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	14,551,345
売上総利益	12,422,199
販売費及び一般管理費	2,129,145
営業外収益	2,121,488
受取替証の収入	7,657
利息	7,759
債券売却	21,495
債権売却	82,487
債権回収	117,740
その他	4,763
営業外費用	234,247
支払外払証の費用	21,834
債券売却	2,689
その他	6,123
経常利益	30,646
特別損失	211,257
関係会社株式の売却	2,100
関係会社事業損失引当金の繰入	6,076
貸倒引当金の繰入	119,769
その他	2,485
税引前当期純利益	130,431
法人税、住民税及び事業税	80,826
法人税等調整額	1,517
当期純利益	△79,137
	△77,619
	158,446

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

株式会社ピアラ
取締役会 御中

東光有限責任監査法人
東京都新宿区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 島 伸 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 矢 浩 司

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ピアラの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピアラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

株式会社ピアラ
取締役会 御中

東光有限責任監査法人
東京都新宿区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 島 伸 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 矢 浩 司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ピアラの2025年1月1日から2025年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東光有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東光有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月25日

株式会社ピアラ 監査役会
常勤社外監査役 青山 格雄
社外監査役 蒲 俊郎
社外監査役 杉野 剛史

以上

NEW PIALA GROUP ▶

ブランディングから成果まで
一気通貫した

真のフルファネルを実現へ

それぞれの得意領域を掛け合わせた
共創・共感マーケティング



ONE MOVE

SERVICE : ^{New}
3 segments

マーケティング DX事業



「物語」と「成果」の両立が、
他社にはない競争優位性を生む

ブランド共創マーケティング支援。ブランドコミュニケーションからKPI保証型マーケティングを交え、企業の成長にコミット。ブランドと顧客で共創しLTV最大化を目指します。
AIファーストでの効率化を同時に実施。

エッセンシャル ワーカー DX事業



ピアラだけが、できる。
「採用をマーケティング化」
できる唯一の企業

医療・介護・保育等、エッセンシャルワーカー業界に向けたマーケティング支援 + 採用マーケティング及び人材紹介業。データドリブンで、AI × 想いのマーケティングDX力を活かした業界特化サービス。

ビジネス クリエイション 事業



マーケティング実装による
高収益事業の創出

マーケティング力を核に、P2C（メーカー事業）やIP、新規ビジネスにマーケティングを実装し次々と「創出_クリエイション」する。

株主総会会場ご案内図

会場

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

恵比寿ガーデンプレイスタワー 4階「SPACE 6」会議室A

電話番号 03-5423-7130

※会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。



交通

- J R 「**恵比寿駅**」下車
東口より「恵比寿スカイウォーク」で徒歩約9分
- 東京メトロ日比谷線 「**恵比寿**」下車
1番出口（JR方面）より「恵比寿スカイウォーク」で徒歩約11分

※専用の駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。